

受付番号： 2022-1-035

課題名：肺癌手術検体を用いてがん細胞における NRF2 活性化が腫瘍微小環境に与える影響を明らかにするための研究

1. 研究の対象

2019年10月から当院で非小細胞肺癌に対して手術を行った20歳以上の方

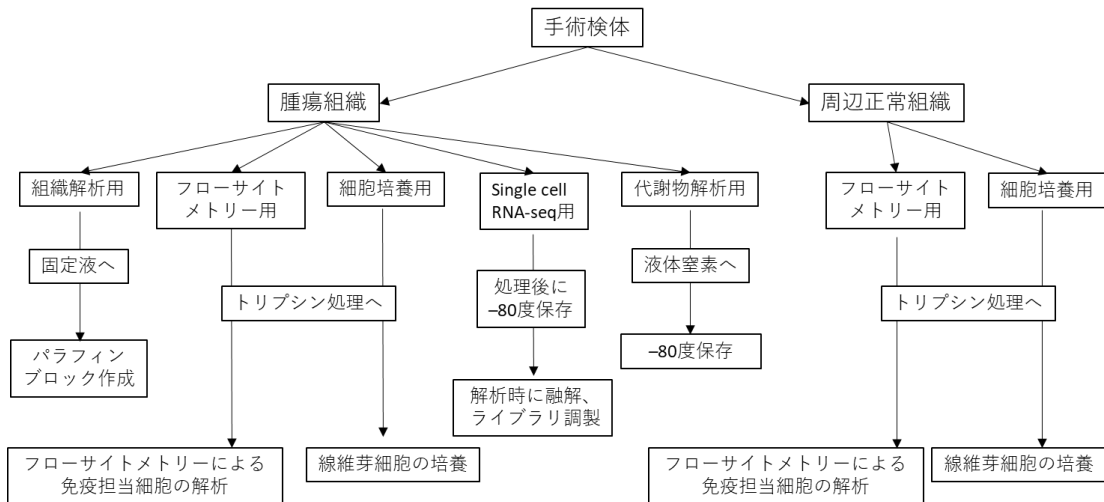
2. 研究期間

2019年6月（倫理委員会承認後）から2024年5月

3. 研究目的

肺癌患者の手術検体を用いて、がん細胞におけるNRF2の活性化が腫瘍微小環境に与える影響を明らかにすることです。

4. 研究方法



腫瘍組織と正常肺組織の一部を凍結し、バイオバンクに保管します。また、術前術後に採取した血液検体もバイオバンクに保管します。

組織のエクソーム解析や血液検体を用いた代謝物解析はバイオバンクに保管した検体を利用します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：血液、手術で摘出した組織 等

情報：カルテ番号、病歴 等

6. 外部への試料・情報の提供

本研究では、腫瘍組織や正常肺組織から分離・培養した線維芽細胞から RNA を抽出し、RNA-seq という解析を予定しています。この解析を行うため、培養した線維芽細胞からの RNA 抽出は東北大学で行い、データ解析を株式会社マクロジェン・ジャパンに委託します。また、腫瘍組織に含まれる細胞集団を解析する目的で single cell RNA-seq を予定しています。この解析を行うため、東北大学で腫瘍組織を適切に処理した後に共同研究機関であるイムノジェネテクス株式会社に検体を提出します。その解析データを東京理科大学研究推進機構 生命医科学研究所 炎症・免疫難病制御部門で処理し、東北大学へ提供されます。なお、検体や解析結果の授受に際して、個人を特定できる情報は提供されません。解析結果の取扱いには十分配慮いたします。

7. 研究組織

- ・東北大学加齢医学研究所 加齢制御研究分野 遺伝子発現制御分野 本橋 ほづみ（教授）
- ・東京理科大学研究推進機構 生命医科学研究所 炎症・免疫難病制御部門 松島 綱治（教授）

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者 本橋 ほづみ

東北大学加齢医学研究所 加齢制御研究分野 遺伝子発現制御分野

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL 022-717-8550

FAX 022-717-8554

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合